

JIS

UDC 003.62 : 621.384 : 615.849 : 616-073

Z 4004

医用放射線機器図記号

JIS Z 4004⁻¹⁹⁸⁹

(1995 確認)

(2008 確認)

平成元年12月1日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 59.3.1 改正：平成 元.12.1 確認：平成7.1.1

官 報 公 示：平成7.1.4

原案作成協力者：社団法人 日本放射線機器工業会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 原子力部会（部会長 大出 良平）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部標準業務課 環境生活標準化推進室（☎100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

医用放射線機器図記号

Z 4004-1989

(1995 確認)

Graphical Symbols for Medical Radiological Equipment

1. 適用範囲 この規格は、主として医用放射線機器及びその附属品の外部及び内部に表示する図記号について規定する。

なお、ここに規定した図記号を、回路図、配線図、ブロック図などに使用してもよい。

備考 分類 01, 02, 03 及び 05 に規定した図記号は、医用電気機器に共通して使用されることが望ましい。

2. 分類 分類は、次のとおりとする。

01 一般に医用電気機器以外の機器にも使用されているもの。

02 機器の分類に関するもの。

03 安全に関するもの。

04 放射線機器に関するもの。

05 表示、記録、伝送に関するもの。

3. 図記号の使い方 図記号の使い方は、次のとおりとする。

(1) 図記号の大きさを変えてもよいが、できるだけ相似な形にすること。

また、線の太さを変えること、白黒を逆にして用途を区別するなどの応用を行ってもよい。

参考 図記号の部分とそれを表示する周辺部分の色が相違する場合には、図記号の囲いに特定の意味をもつことがあるため注意すること。

例：下図に示すように、一般接地端子の図記号を円で囲むことによって保護接地端子の図記号になる。



01-22 (一般接地)



01-21 (保護接地)

(2) 必要がある場合には、図記号に文字又は省略語を併記してその意味を明らかにしてもよい。

また、図記号に番号などを併記して区別してもよい。

(3) 必要がある場合には、二つ以上の図記号又は図記号の要素を組み合わせ使用してもよい。

参考 この場合には、これらの図記号が規定されている意味を失わないように注意すること。

(4) 図記号を色又は光で強調する場合には、次のとおりとする。ただし、図記号として使用する色が規定されているものについては、その規定に従うこと。

(a) 赤色にすること又は赤く光らせることは、危険又は緊急の意味とする。

(b) 黄色若しくは黄赤(だいたい)色にすること又は黄色若しくは黄赤(だいたい)色に光らせることは、注意又は警告の意味とする。

4. 番号、名称及び図記号 番号、名称及び図記号は、次のとおりとする。

対応国際規格及び関連規格：30 ページに示す。